

人間総合科学研究科国際連携食料健康科学専攻修士学位論文審査基準

（審査体制）

特定課題研究の審査等を実施するために設置する3大学による合同審査委員会は、ホーム大学から選出される主査1名と、他2大学の教員を含む2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導担当教員とする。
- ② 合同審査委員会の主査及び副査となる教員は、本専攻に関連する分野の博士の学位を有し、十分な研究指導の実績を有する者とする。

（評価項目）

- ① 地球規模での食料の安全性評価と健康維持に関する基礎的な知識と技術を修得している。
- ② 地球規模での食料の安全性評価と健康維持にかかわる現実の問題について、問題設定から専門的手法による解決までの過程を理解し、問題解決のための具体的な手段を考案・開発することができる。
- ③ 国際的視野と異文化適応力を携えて人類・社会への奉仕を実践する実行力を有する。
- ④ 国際的な活動の場において十分な意思疎通ができ、かつリーダーシップをとることができる。
- ⑤ 学際的な教養と高度な実践的研究によってイノベーションを生み出す創造力を有する。
- ⑥ 専門分野に留まらない分野横断的な考え方を身につけている。

（評価基準）

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、特定課題研究が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験で合格と判定されること。